

●利用者負担額（保育料）表（2・3号認定）

利用者負担額（保育料）は父母の市区町村民税額の合計額で算定します。

市区町村民税所得割額は、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等による控除の税額控除前の額になります。

カッコ外は保育標準時間認定を受けた場合、カッコ内は保育短時間認定を受けた場合の金額になります。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			4月1日 時点の年齢 です。	保育料（月額）円 （）内は保育短時間	副食費 円
国階層	市階層	定 義		3歳未満児	3歳児以上
①	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び里親である世帯		0	0
				(0)	
②	B	非課税（※）		0	
				(0)	
③	C	均等割の額のみ		6,000 (5,800)	
	D1	A階層を除き市区町村民税課税世帯であって、その所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000 円未満	8,500 (8,300)	
	D2		10,000 円以上 19,600 円未満	11,100 (10,900)	
	D3		19,600 円以上 29,300 円未満	13,700 (13,400)	
	D4		29,300 円以上 38,900 円未満	16,300 (16,000)	
	D5		38,900 円以上 48,600 円未満	18,500 (18,100)	
D6	48,600 円以上 57,700 円未満		21,200 (20,800)		
④	D7	57,700 円以上 60,700 円未満	21,200 (20,800)	4,500	
	D8	60,700 円以上 72,800 円未満	23,500 (23,100)		
	D9	72,800 円以上 77,101 円未満	25,700 (25,200)		
	D10	77,101 円以上 84,900 円未満	25,700 (25,200)		
⑤	D11	84,900 円以上 97,000 円未満	28,000 (27,500)		
	D12	97,000 円以上 121,000 円未満	32,600 (32,000)		
	D13	121,000 円以上 145,000 円未満	37,200 (36,500)		
⑥	D14	145,000 円以上 169,000 円未満	42,000 (41,200)		
	D15	169,000 円以上 195,400 円未満	47,600 (46,700)		
	D16	195,400 円以上 221,800 円未満	50,700 (49,800)		
	D17	221,800 円以上 248,200 円未満	53,800 (52,800)		
	D18	248,200 円以上 274,600 円未満	56,900 (55,900)		
⑦	D19	274,600 円以上 301,000 円未満	60,000 (58,900)		
⑧	D19	301,000 円以上 397,000 円未満	68,700 (67,500)		
		A から D18 階層までに該当しない世帯	76,000 (74,700)		

(※) 父母が非課税で祖父母と同居している場合は、同居の祖父母の税額（税額の高い方）より決定します。